



ご利用の前に必ずお読みください



大規模修繕工事
事業者の
みなさまへ

共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険

まもりすまい大規模修繕かし保険

重要事項説明書



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社

契約のしおり

この「重要事項説明書」は、保険契約に際して特にご確認が必要な事項を記載したものですので、必ずお読みいただき、保管してください。

- まもりすまい大規模修繕かし保険は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく保険として、住宅保証機構がご提供するものです。
- この保険をご利用いただくためには、「重要事項説明書」を必ずお読みいただき、ご理解いただくことが重要です。また、修繕工事発注者様に対して、「まもりすまい大規模修繕かし保険の概要」をお渡しいただくとともに、「契約内容確認シート」により保険内容のうち修繕工事発注者様に特に知っていただきたい事項をご確認いただくようお願いします。
- この保険をご利用いただくためには、事業者登録が必要です。

○ 大規模修繕工事事業者登録とは

保険制度の安定的な運用のため、まもりすまい大規模修繕かし保険の利用を希望する大規模修繕工事事業者様について、登録要件を満たしていることが確認できた場合に事業者登録を行います。登録の有効期間は1年間とし、更新を希望する場合は、登録要件を満たしていることを確認し、登録を更新することができます。なお、登録時または登録後に欠格事由に該当することが明らかになった場合には、事業者登録を行わないことや抹消することがあります。

<登録要件> 次の要件を満たすことが必要です。

- 建設業法による建設業許可を受けている大規模修繕工事事業者

<欠格事由>

次の事由のいずれかに該当した場合には、事業者登録を行わないことや抹消することがあります。

- ①当該大規模修繕工事事業者を保険契約者および被保険者とする住宅保証機構との間の保険契約(共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険にかかると限らない。)において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- ②異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく低く保険の引受けにかかる危険が特に大きいと住宅保証機構が判断する場合
- ③重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により事業者登録を行った場合
- ④過去に上記①から③までの規定により登録を抹消されてから3年を経過しない場合
- ⑤建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の規定により許可を抹消されてから5年を経過しない場合
- ⑥公的機関等により悪質事業者として公表されてから5年を経過していない場合

○ 大規模修繕工事事業者情報の公開

事業者登録を行った大規模修繕工事事業者様(以下「登録事業者」といいます。)

について、名称、代表者名、住所等の基本情報および保険加入実績を住宅保証機構ホームページおよび住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページにて公開いたします。消費者のみなさまが大規模修繕工事事業者様を選定する際の情報として活用していただくことを目的として行うもので、事業者登録にあたり情報公開について同意していただくことが必要です。

○ 請負契約の締結

保険の対象となる大規模修繕工事を請負う場合には、修繕工事発注者様との間で請負契約書を締結し、契約内容を明示するようにしてください。

○ 保証書の発行

保険の対象となる大規模修繕工事が完了した場合には、住宅保証機構所定の保証書を修繕工事発注者様に対して交付してください。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払事由となる瑕疵担保責任を履行したこととなります。なお、本保証書の範囲を超えた内容の保証書を発行していただくことは差し支えありませんが、保険金支払対象とならないことにご注意ください。

まもりすまい大規模修繕かし保険のご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）・特約条項」をご参照ください。また、ご不明な点については、住宅保証機構までお問合せください。

商品の仕組みおよび内容など

1 商品の名称

○共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険

この保険は、住宅保証機構が、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条2号に基づいて行うものです。

2 商品の仕組み

- 住宅保証機構は、保険証券記載の住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)のうち、被保険者である登録事業者様が保険の対象となる大規模修繕工事(以下「保険対象修繕工事」といいます。)を行った部分(以下「保険対象部分」といいます。)の瑕疵に起因して、保険金をお支払する事由が生じた場合、登録事業者様が修繕工事発注者に対し瑕疵担保責任(住宅保証機構所定の保証書に基づいた瑕疵担保責任とします。)を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)について、保険金をお支払します。
- 保険対象修繕工事は、保険付保住宅の修繕または改修工事をいいます。

3 保険のてん補内容

①保険金をお支払する主な場合

○保険金をお支払する主な場合は、保険付保住宅の保険対象部分の瑕疵に起因して、保険対象部分に以下のような事由が生じた場合(以下「保険事故」といいます。)となります。詳細は普通保険約款の「保険金を支払う場合」の項目に記載されていますのでご確認ください。

- a. 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- b. 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合
- c. 給排水管路(※1)が通常有すべき性能または機能を満たさない場合
- d. 給排水設備(※2)、電気設備(※3)、ガス配管設備(※4)の機能が失われる場合
- e. 手すり等の鉄部(※5)が通常有すべき安全性を満たさない場合(ただし、防錆工事を行った部分の瑕疵に起因するものに限りです。)
- f. 共用部分のうち、管理員室、集会室、屋内廊下、屋内階段、エントランスホール、エレベーターホールの内装・設備が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合

※ ただし、efについては、単独の引受けは行いません。

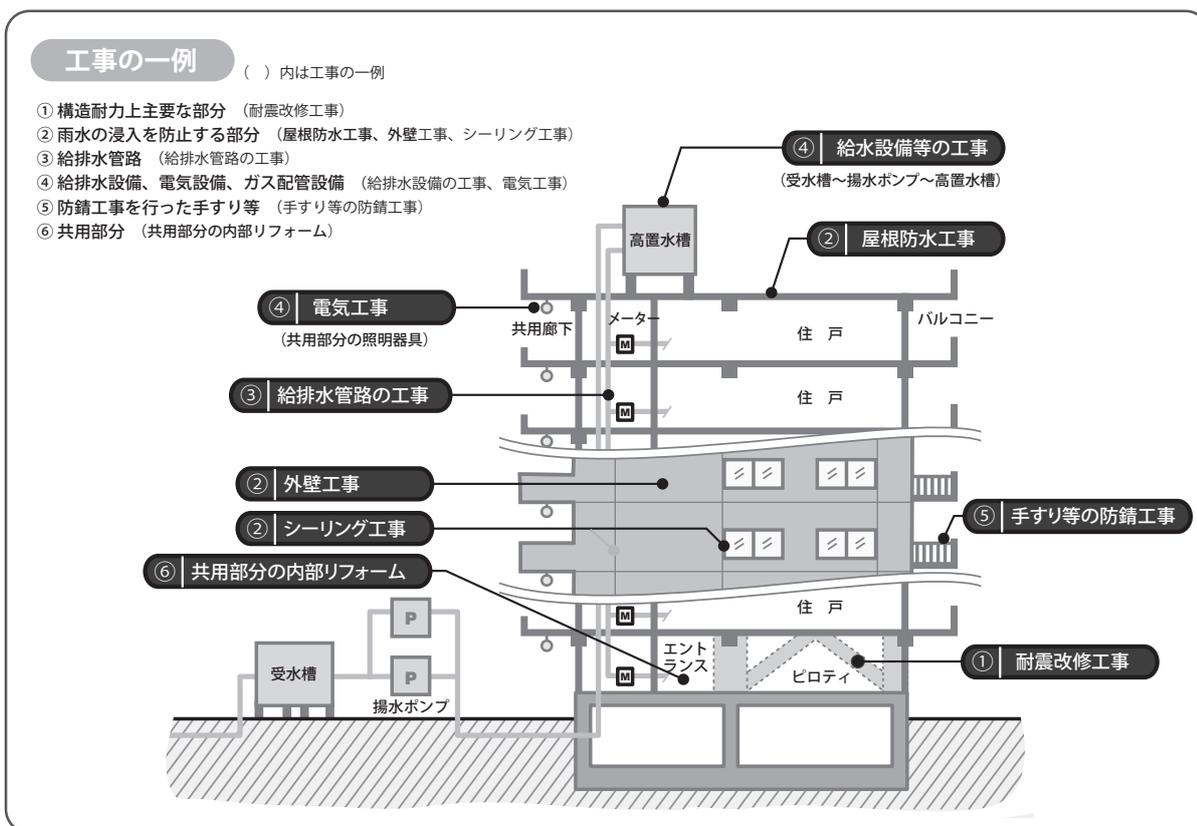
※ ただし、fについては、分譲の専用住宅において、共用部分内部リフォーム特約条項を付帯する場合に限りです。

※ この他に「バリアフリー・省エネルギー改修工事担保特約」を付帯することができます。

詳しくは住宅保証機構までお問合せください。

〔※1〕 保険付保住宅の敷地または共用部分(各住戸の居住者が専用使用する部分以外をいいます。)に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管(給排水設備との継ぎ手部分を含みます。)をいい、共用部分の工事と一体として行った専有部分(各住戸の居住者が専用使用する部分をいいます。)である管路を含みます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分を除きます。

- 〔※2〕 保険付保住宅の敷地または共用部分に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、増圧ポンプ、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプまたはますをいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分を除きます。
- 〔※3〕 保険付保住宅の敷地または共用部分に設置された変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、碍子、碍管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備および太陽光発電システムをいいます。ただし、電気事業者が所有または管理している部分を除きます。
- 〔※4〕 保険付保住宅の敷地または共用部分に設置されたガス配管または遮断弁をい、共用部分の工事と一体として行った専有部分である管路を含みます。ただし、ガス事業者が所有または管理する部分を除きます。
- 〔※5〕 ベランダ、バルコニー、テラスもしくは屋上に取り付けられた手すりもしくは柵または階段（居住者の共用に供される階段に限ります。）の鉄部をいいます。



○保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、登録事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、登録事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において修繕工事発注者に対して保険金をお支払します。この場合、住宅保証機構は、登録事業者様に対して損害をてん補したものとみなします。

○お支払する主な保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款の「保険金を支払う場合」の項目に記載されていますのでご確認ください。

- ▶ 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用（保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることで増加した補修費用については対象となりません。）
- ▶ 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用（瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。）
- ▶ 仮住居・移転費用
- ▶ 臨時費用（登録事業者様が負担する臨時代替駐車場費用、家財等一時移動・保管費用および修繕工事発注者が手配する保険事故に伴い臨時に要した長期修繕計画の修正に係るコンサルティング費用をいいます。）

②保険金をお支払できない主な場合

○次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)に対しては保険金をお支払しません。なお、詳しくは普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

- ▶ 登録事業者様、修繕工事発注者、保険対象修繕工事にかかる建設工事、設計、工事監理を行うために締結された請負契約または受託契約の当事者(これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。)、もしくはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失 ※ただし、登録事業者様が倒産等の場合には修繕工事発注者に保険金をお支払します。
- ▶ 保険対象修繕工事における建材または内外装の色または模様を選択(塗装作業における塗料の色の選択を含みます。)の誤り
- ▶ 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨またはこれらに類似の自然変象もしくは火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- ▶ 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- ▶ 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- ▶ 保険対象部分の瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
- ▶ 保険対象部分の瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失またはき損もしくは保険付保住宅その他財物の使用の阻害
- ▶ 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)
- ▶ 住宅保証機構または登録事業者様が不適当であることを指摘したにもかかわらず修繕工事発注者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵、もしくは登録事業者様もしくは登録事業者様の下請業者以外の者に修繕工事発注者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由
- ▶ 工事完了確認日以降に行われた保険付保住宅の(保険事故による補修を含みます。)工事の瑕疵
- ▶ 補修作業上の手ぬかりまたは技術の拙劣もしくは正当な理由のない補修の遅延
- ▶ 保険対象修繕工事にかかる工事請負契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
- ▶ 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきまたわみ等その他の事象
- ▶ 保険対象部分である給排水設備、電気設備またはガス配管設備の瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって生じた、当該設備以外の設備または保険付保住宅の火災、破裂・爆発による損害
- ▶ 保険対象修繕工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具もしくは設備自体の不具合(被保険者である登録事業者様による施工または組立て上の瑕疵による場合は除きます。)
- ▶ 保険事故によらず生じた、防音性能または断熱性能の未達その他の修繕工事発注者が意図した効能または性能の不発揮
戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ▶ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ▶ 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

○地震または噴火もしくはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます。)が生じた場合、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては保険金をお支払しません。

○住宅保証機構は、登録事業者様と修繕工事発注者との間の約定により、登録事業者様が住宅保証機構所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、その超過した範囲の責任については、保険金をお支払しません。

4 付帯できる主な特約およびその概要

○この保険では、契約の内容により特約条項が付帯されます。詳細は付帯される特約条項でご確認ください。

主な特約条項とその概要は次のとおりです。

特約条項名	概要
故意・重過失損害担保特約条項	普通保険約款では免責となる被保険者等の故意・重過失に係る損害について、被保険者が倒産等の場合に限定して担保する特約条項です。故意・重過失損害についてお支払をする場合の責任の範囲のほか、保険金支払の限度額についての補足事項、求償権の代位等について規定しています。
共用部分内部リフォーム特約条項	普通保険約款では対象としていない共用部分内部リフォームにより生じた瑕疵による損害について担保する特約条項です。
屋上等防水工事保険期間延長特約条項	雨水の浸入を防止する部分のうち、屋根(屋上およびルーフバルコニーを含みます。)の瑕疵に起因する場合、保険期間を5年から10年へ延長する特約条項です。
バリアフリー・省エネルギー改修工事担保特約条項	廊下、階段等の手すり改修・設置、段差改修、廊下幅拡張等の一定のバリアフリー工事または外壁、屋根、窓等の断熱改修もしくは節水型便器、高断熱浴槽の設置・改修などの一定の省エネルギー改修工事について、工事の瑕疵による損害について担保する特約条項です。

5 保険期間（保険のご契約期間）

○保険責任は、原則として保険対象修繕工事の「工事完了確認日」に始まります。「工事完了確認日」とは、登録事業者様と修繕工事発注者との請負契約に基づく工事および住宅保証機構の現場検査が完了した後、登録事業者様および修繕工事発注者の双方が工事完了を確認した日となります。

○保険期間は次のとおりとなります。

- a. 保険対象部分のうち構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合は、5年間^{※1}
- b. 保険対象部分のうち雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合は、5年間^{※2}
- c. 保険対象部分のうち給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合は、5年間
- d. 保険対象部分のうち給排水設備、電気設備、ガス配管設備の機能が失われた場合は、5年間
- e. 保険対象部分のうち防錆工事を行った手すり等の鉄部が通常有すべき安全性を満たさない場合は、2年間
- f. 保険対象部分のうち管理入室、集会室、屋内廊下、屋内階段、エントランスホール、エレベーターホールの内装・設備が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合は、1年間^{※3}
- g. この他に、「バリアフリー・省エネルギー改修工事担保特約」を付帯した場合の特約の保険期間は1年間となります。詳しくは住宅保証機構までお問合せください。

〔※1〕 a の場合であっても、耐震改修工事の瑕疵に起因する場合は10年間とします。

〔※2〕 屋根部分において、b の場合であっても、屋上等防水工事保険期間延長特約条項を付帯する場合は、10年間とします。

〔※3〕 f については、共用部分内部リフォーム特約条項を付帯する場合に限りです。

〔注〕 上記a～gの場合であっても、保険対象部分に生じた損害が手すり等の鉄部の防錆工事を行った部分の瑕疵に起因するときは、2年間とします。

6 引受条件（保険金額等）

○保険金額は次のとおりです。詳しくは住宅保証機構までお問合せください。

①保険金支払限度額について

〈1 住棟あたりの保険金支払限度額〉

工事請負額	保険金支払限度額	調査費用 ^{※1}	仮住居・移転費用 ^{※1}	臨時費用 ^{※1}
1,000万円以下	1,000万円	1住棟あたり補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度	1住戸あたり50万円	1住棟あたり補修費用から10万円控除した残額の10%または200万円のうち小さい方を限度
1,000万円超2,000万円以下	2,000万円			
2,000万円超3,000万円以下	3,000万円			
3,000万円超4,000万円以下	4,000万円			
4,000万円超5,000万円以下	5,000万円			
5,000万円超6,000万円以下	6,000万円			
6,000万円超7,000万円以下	7,000万円			
7,000万円超8,000万円以下	8,000万円			

※1 調査費用、仮住居・移転費用および臨時費用については1住棟あたりの保険金支払限度額の内枠とします。

工事請負額	保険金支払限度額	調査費用※1	仮住居・移転費用※1	臨時費用※1
8,000万円超9,000万円以下	9,000万円	1住棟あたり補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度	1住戸あたり50万円	1住棟あたり補修費用から10万円控除した残額の10%または200万円のうち小さい方を限度
9,000万円超1億円以下	1億円			
1億円超1億5,000万円以下	1億5,000万円			
1億5,000万円超2億円以下	2億円			
2億円超2億5,000万円以下	2億5,000万円			
2億5,000万円超3億円以下	3億円			
3億円超3億5,000万円以下	3億5,000万円			
3億5,000万円超4億円以下	4億円			
4億円超4億5,000万円以下	4億5,000万円			
4億5,000万円超	5億円			

②免責金額、縮小てん補割合

○この保険契約では、免責金額(自己負担額)や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

免責金額(自己負担額)	10万円
縮小てん補割合	登録事業者様が倒産等の場合 100%
	上記以外の場合 80%

○支払保険金の計算式は次のとおりです。

$$(\text{保険の対象となる損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小てん補割合}$$

保険料および払込方法

○保険料は、保険対象修繕工事の工事内容および工事請負額によって決定されます。実際にご契約いただく登録事業者様の保険料等、詳細につきましては、住宅保証機構までお問合せください。

○保険料の払込方法は、口座振込になります。

満期返戻金・契約者配当金

○この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

保険事故が発生した場合の手続き

○保険事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合や、修繕工事発注者より瑕疵の発見の通知を受けた場合には、直ちに住宅保証機構にご連絡ください。現地を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、所定の事項について住宅保証機構に書面のご提出をお願いします。(正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金をお支払できなかつたり、保険金の支払額が削減されたりすることがあります。)

○この保険では、住宅保証機構が登録事業者様に代わって修繕工事発注者様との示談交渉を行うサービスはありません。登録事業者様が瑕疵担保責任を負う保険事故が発生した場合は、登録事業者様ご自身で修繕工事発注者との示談交渉を進めていただくこととなります。

○示談交渉は、必要に応じて住宅保証機構にご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ住宅保証機構の承認を得ないで補修工事を行ったり、賠償金等をお支払になったりした場合には、その一部または全部について保険金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。

まもりすまい大規模修繕かし保険

共同住宅大規模修繕工事瑕疵担保責任保険

大規模修繕工事事業者様用

重要事項説明書

2025年4月版

注意喚起情報

ご契約に際して、登録事業者様および修繕工事発注者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。

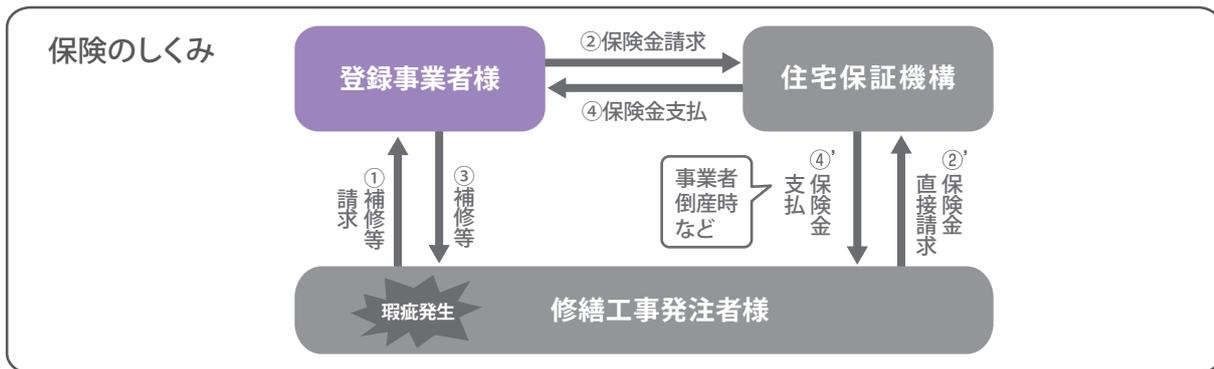
本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明な点については、住宅保証機構までお問合せください。

修繕工事発注者様への保険契約内容の確認について

- 登録事業者様は、保険契約締結時までに、修繕工事発注者様に対して「まもりすまい大規模修繕かし保険の概要」を交付し、「契約内容確認シート」により修繕工事発注者様の確認を得てください。また、保険証券とあわせて交付される保険付保証明書書を修繕工事発注者様に必ずお渡しください。

登録事業者様の倒産時等の取扱い

- 保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、登録事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、登録事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、修繕工事発注者様に対して保険金をお支払します。この場合は、修繕工事発注者様が保険金請求手続きを行うこととなります。



故意・重過失の場合における取扱い（「故意・重過失損害担保特約条項」の対象とならない契約を除きます。）

- 登録事業者様等の故意または重大な過失により「保険金をお支払できない主な場合」に該当する場合であっても、登録事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、修繕工事発注者様に対する保険金支払の対象となります。
- 上記の場合に支払う保険金は、「住宅リフォーム発注者等救済基金」※からのお支払となります。この基金により支払われるべき保険金の額（住宅保証機構および他の住宅瑕疵担保責任保険法人により支払われるべき額を合算します。）が「住宅リフォーム発注者等救済基金」の残存額を超過する場合、または超過することが予想される場合には、支払われる保険金が減額される場合があります。

※当基金は、この保険のほか、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険など、既存住宅の売買やリフォーム工事に係る保険の共通の基金です。

告知義務・通知義務など

- 申込書の記載上の注意事項（告知義務など）
保険契約申込書が正しく記載されているかご確認ください。記載内容に誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 契約締結後における留意事項（通知義務など）
ご契約後に保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったときなどには、必ず事前に事務機関または住宅保証機構にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

住宅紛争処理に関する事項

※2022年10月1日からご利用できます。

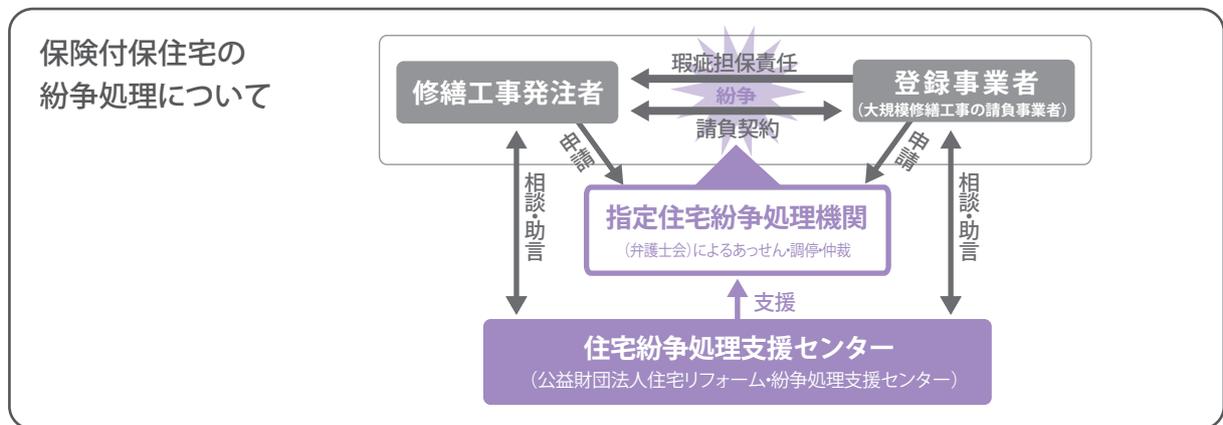
○登録事業者様と修繕工事発注者様との間に大規模修繕工事の請負契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)を利用することができます。

※ご利用には所定の申請料がかかります。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から住宅保証機構に意見照会のあったときは、意見を提出します。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が住宅保証機構の参加が必要と認めるときは、当事者として紛争処理に参加します。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。ただし、住宅保証機構が紛争処理の当事者として調停等に参加した場合には、住宅保証機構は、特段の事情がない限り、提示された調停案を受け入れるものとします。



保険協会審査会に関する事項

○登録事業者様は、保険付保住宅の保険金支払に関して住宅保証機構との間に紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

〈審査を請求するための条件〉

- ①登録事業者様が住宅保証機構に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
- ②保険協会審査会への申請料は50,000円(税抜)です。

○住宅保証機構は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

保険法人の指定取消に伴う措置

○住宅保証機構の経営が破綻した等により保険法人の指定を取消された場合には、その保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

個人情報の取扱い

○住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。

詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認下さい。

保険契約の取下げ・解約と返戻金の有無

- 保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。
- この保険契約は、登録事業者様の基本情報の変更など軽微な変更の場合を除いて、修繕工事発注者様の了解を得ない限り、保険期間開始後の変更および解約は原則としてできません。
- 詳細は、住宅保証機構までお問合せください。

その他ご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保存してください**
保険証券は、保険契約締結後に登録事業者様宛てにお届けします。内容をご確認の上、大切に保存してください。
- 保険契約の無効について**
この保険においては、法律上無効となる場合のほか、契約締結の当時、保険契約に関し、登録事業者様、修繕工事発注者様またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには無効とします。
- クーリングオフ**
この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

この保険に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険に関する一般的なお問合せ・相談等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社〔コールセンター〕

03-6435-8871

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

保険対象修繕工事について、登録事業者様と修繕工事発注者との間でお困りのことが起きた場合には、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。(この保険の具体的な内容等に関するお問合せ等は除きます。)

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

03-3556-5147

〔受付時間〕10:00～17:00
(土、日、祝日、年末年始を除く)

保険協会審査会に関するお問合せ・相談等については保険協会にご連絡ください。(保険協会審査会に関する内容以外のご相談はお受けできません)

一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会〔保険協会審査会に関する専用窓口〕

03-3580-0338

〔受付時間〕月～金 9:00～17:30
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

※保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/> の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問合せすることもできます。

保険事故が発生した場合には、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)



住宅保証機構

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL.03-6435-8870 FAX.03-3432-0571

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp>